

# 令和3年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（定例会）会議録

令和3年2月18日（木）午後2時00分より、令和3年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

## 1. 出席議員 6名

1番	秋山 義徳	2番	香取 幸子	3番	梶 正明
4番	村上 嘉男	5番	高田 和登	6番	近藤 浩

## 2. 欠席議員 0名

## 3. 出席説明者

管理者	並木 心	副管理者	杉浦 裕之
会計管理者	小林 秀治	教育長	桜沢 修
事務局長	石田 哲也	給食課長	峯岸 清
庶務係長	所 貴之	職員係長	小山 健一

## 4. 本日の日程は、次のとおりである。

### 議事日程（第1号）

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第 2 | 会期の決定について   |
| 日程第 3 | 一般質問 5番 高田和登  |
| 日程第 4 | 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて<br>(羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に<br>関する条例の一部を改正する条例)                  |
| 日程第 5 | 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて<br>(羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報<br>酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改<br>正する条例) |
| 日程第 6 | 議案第 3号 令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算   |
| 日程第 7 | 議案第 4号 令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費<br>の組織市町暫定分賦金の決定について                                       |
| 日程第 8 | 議員派遣について  |

開会時刻 午後2時00分

○議長（近藤 浩） こんにちは。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。並木管理者。

○管理者（並木 心） 皆さん、こんにちは。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和3年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、それぞれの市町の議会を控え、大変ご多忙の中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日頃より当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに対し、重ねて御礼を申し上げます。

さて、東京都などに発出されていた新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が3月7日まで延長され、10日余りが過ぎ、感染者数は減少傾向が見られますが、その他の指数、あるいはワクチン接種の関係等々、まだまだ予断を許さない状況でございます。学校給食組合といたしましても、これまで以上に、徹底した衛生管理に努め、感染防止を図るとともに、効果的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいりたいと決意をしているところでございます。

なお、本日、ご提案申し上げさせていただく案件でございますが、令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算など4件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（近藤 浩） 以上をもちまして管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、4番 村上嘉男議員、5番 高田和登議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第3、一般質問を行います。

なお、本議会の議場については登壇すべき演台がございませんので、自席での質問及び答弁をお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。5番高田和登議員。

○5番（高田和登） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、高田和登でございます。

それでは、通告に従い1項目、学校給食費の未納と公会計制度について質問させていただきます。

最初に、羽村・瑞穂地区学校給食組合の長年にわたる懸案事項であります学校給食費未納の問題を取上げ、次に、その抜本的解決策であり、文部科学省が最近促進している学校給食費の公会計化についてお尋ねいたします。

現在、学校給食費は羽村・瑞穂地区学校給食組合の私費会計です。学校給食費に収入未済が発生すれば、現年度分については各学校が回収業務を行い、過年度分については羽村・瑞穂地区学校給食組合が回収業務を行っています。しかし、その回収業務を各学校や給食組合が実施していることに違和感を持たざるを得ません。各学校や給食組合は本来の業務に専念すべきであり、学校給食費の公会計化を早急に進めるべきと考え、質問いたします。

最初に、中項目の1項目めは、学校給食費の不納欠損についてお尋ねいたします。

学校給食費の未納は、言葉は下品ですが、「食い逃げ」と考えています。負担の公平性の観点から大きな問題だと考えています。そのうち不納欠損は、同じく下品な表現をすれば、「逃げ得」に相当すると考えます。「食い逃げ」と「逃げ得」を容認してはなりません。社会正義に反するからです。

経済的にどうしても支払いができない保護者の方には様々な救済手段があり、その手続も取らずに学校給食費を未納にすることは犯罪と言っても過言ではありません。児童・生徒に責任はありませんので、その点は慎重に期する必要がありますが、関係者のさらなる奮起を期待しております。

通告書を読ませていただきます。

(1) 学校給食費の不納欠損について。

- ① 令和元年度学校給食事業報告及び羽村・瑞穂地区学校給食費会計決算書によると、令和元年度の不納欠損額は、小学校が約24万円、中学校が約34万円で、計が約57万円です。羽村市と瑞穂町のそれぞれの金額をお尋ねします。
- ② 不納欠損として処理するときの判断基準をお尋ねいたします。
- ③ 不納欠損の決裁権者は誰かをお尋ねします。

次に、中項目の2項目めは、学校給食費の収入未済についてです。

収入未済のうち、給食組合のルールとして、先ほども述べましたが、現年度分については各学校が回収業務を実施することになっております。現年度分については学校給食費事業報告の給食費年度別収入未済額の状況を見ますと、10年から20年前との比較ができ、収入未済額は大幅に減少しており、大変よい傾向と考えます。しかし、羽村市と瑞穂町を比較すると、瑞穂町での収入未済額が大きくなっています。私は、約20年前に小学校のPTA会長として、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会の委員をしていた時期があり、給食組合に関わっていた頃は、羽村市の収入未済額が大きかったことを思い出すと、隔世の感があります。

それでは、通告書を読ませていただきます。

(2) 学校給食費の収入未済について。

- ① 令和元年度の収入未済額のうち現年度分は約181万円、内訳は小学校が約8

9万円、中学校が約92万円です。収入未済額の現年度分の回収業務は各学校が行いますが、誰がどのように行うのでしょうか。

- ② 収入未済額のうち現年度分は羽村市の約11万円に対し、瑞穂町が約170万円と乖離が大きくなっています。原因についてお尋ねいたします。
- ③ 年度別収入未済額の推移を見ると、平成21年度までは500万円を超えていましたが、平成23年度以降、100万円から200万円台に減少しています。学校側の努力によるものなのかをお尋ねいたします。
- ④ 収入未済額のうち過年度分は約473万円、内訳は小学校が約248万円、中学校が約226万円です。収入未済額の過年度分の回収業務は給食センターが行いますが、誰がどのように行うのでしょうか。
- ⑤ 収入未済額のうち過年度分の羽村市と瑞穂町のそれぞれの金額をお尋ねいたします。

最後の3番目は、学校給食費の公会計制度についてです。

先ほども申し上げましたが、公会計制度とは、文部科学省が促進している制度で、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる制度です。「学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査の結果について」によると、実施しているが26%、準備検討しているが31.1%あり、合わせると57.1%に上ります。なお、東京都だけ見ると、実施しているが12.1%、準備検討しているが32.89%あり、合わせると44.8%あります。

見込まれる効果としては、教員の業務負担が1校当たり190時間削減され、教員本来の授業改善などの時間が確保できることにより、教員の多忙化が改善すると考えます。保護者にとっても納付方法が多様化することができ、利便性の向上が図れます。また、学校給食費の過年度分の不納欠損や現年度分の収入未済にも大きな改善効果が見込まれると考えます。

通告書を読みます。

(3) 学校給食費の公会計制度について。

- ① 文部科学省が学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度の採用を促進しております。令和元年7月31日に局長名の通知が発出され、学校給食費徴収管理に関するガイドラインも公表されています。また、令和2年11月4日には、推進状況調査の結果が公表されており、それによると、実施と準備、検討は57.1%であります。羽村・瑞穂地区学校給食組合にも、羽村市、瑞穂町と同様に通知や調査依頼が来ているのでしょうか。
- ② 調査に対して羽村・瑞穂地区学校給食組合としては、どのように回答されたのでしょうか。

以上です。

○議長（近藤 浩） 桜沢教育長。

○教育長（桜沢 修） 5番高田和登議員のご質問にお答えします。

初めに、ご質問の1項目め、「学校給食費の未納と公会計制度について」の1点目、「学校給食費の不納欠損について」のお尋ねのうち「令和元年度の羽村市と瑞穂町のそれぞれの金額を問う」についてですが、小学校で、羽村市が0円、瑞穂町が23万5,90

0円、中学校で、羽村市が28万4,400円、瑞穂町が5万3,979円、小・中学校を合計しますと、羽村市が28万4,400円、瑞穂町が28万9,879円です。

次に、「不納欠損として処理するときの判断基準を問う」及び「不納欠損の決裁権者は誰かを問う」については関連がありますので、併せてお答えいたします。

不納欠損については、「羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分の内規」に基づき実施しています。不納欠損規準は、1、住民登録が職権消除されるなど、居住地が不明の者。2、実態調査においても常時不在等により、納入の意志が確認できない者。3、民法上の債権の消滅時効の完成を主張し、納入しない旨の意思表示があった者。4、納入義務者が死亡した場合。5、生活保護の適用を受けている者の5点です。

決裁権者についても、同内規により、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会教育長となっています。

次に、2点目、「学校給食費の収入未済について」のお尋ねのうち、「令和元年度の収入未済額のうち現年度分は約181万円、内訳は小学校が89万円、中学校が92万円である。収入未済額の現年度分の回収業務は各学校が行うが、誰がどのように行うのか」についてですが、現年度分の給食費の納入管理は各学校で行っています。羽村市も瑞穂町も学校だよりなどで口座引き落とし日を記載し、残高不足がないように事前周知しているほか、引き落としができなかった児童・生徒の家庭には、督促状を送ったり、事務職員や教員から電話連絡などを行っています。

その後、羽村市では、未納が続く世帯の保護者に児童手当からの充当を説明し、ご了解をいただい場合には振替を行っています。また、出納閉鎖期間中に連絡が取れない世帯には、学校管理職と教育委員会管理職等と一緒に家庭訪問を行う取組も行っています。

瑞穂町では、保護者面談の際に話をしたり、現年度の集計が出た際には、校長連絡会でも教育長が各学校の金額提示を行い、削減を促す取組を行っています。

次に、「収入未済額のうち現年度分は、羽村市の約11万円に対し、瑞穂町が約170万円と乖離が大きい。原因について問う」についてですが、羽村市、瑞穂町の各学校では、ただいまお答えしましたような様々な収納対策に取り組んで、収入未済額の削減に努めています。保護者の意識など様々な原因により収入未済が発生しているものと考えています。

組合教育委員会として、引き続き、各市町教育委員会及び各学校と収納対策の情報交換を行うなどして収入未済額の縮減に努めていきます。

次に、「年度別収入未済額の推移を見ると、平成21年度までは500万円を超えていたが、平成23年度以降100から200万円台に減少している。学校側の努力によるものなのかを問う」についてですが、先ほどお答えしましたとおり、学校だよりによる事前周知や督促状の送付、電話連絡に取り組んだ結果、未納が減ってきたものと捉えています。

次に、「収入未済額のうち過年度分は約473万円、内訳は小学校が約248万円、中学校が226万円である。収入未済額の過年度分の回収業務は給食センターが行うが、誰がどのように行うのか」についてですが、給食センター事務職員が分担して地区ごとに担当者を決め、勤務時間内外を問わず各家庭を訪問し、支払いをお願いしています。

また、金額が大きく一括返済が不可能な場合には、分割でのお支払の交渉や定期集金などの対応で過年度分の収入未済額を減らすよう努めています。

次に、「収入未済額のうち過年度分の羽村市と瑞穂町のそれぞれの金額を問う」についてですが、令和元年度学校給食費収支内訳書の金額からお答えしますと、羽村市が203万3,984円、瑞穂町が270万605円です。

次に、3点目「学校給食費の公会計制度について」のお尋ねのうち「羽村・瑞穂地区学校給食組合にも羽村市、瑞穂町と同様に通知や調査依頼は来たか」についてですが、羽村市、瑞穂町と同様に通知や調査依頼は届いています。

次に、「調査に対して羽村・瑞穂地区学校給食組合としてはどのように回答したか」についてですが、国の調査は各都道府県が取りまとめて国に報告する流れとなっています。東京都の担当者に確認したところ、「一部事務組合は回答の必要がない」との説明を受け、回答は行っていませんが、今後、学校給食費の公会計制度について、給食組合教育委員会としても調査研究したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5番（高田和登） ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

（1）の学校給食費の不納欠損から再質問させていただきます。

不納欠損として処理するときの判断基準なんですけれども、ご答弁でよく分かりました。内規が5項目あって、それに従って欠損としているということで、十分理解できました。

その内規はいつできたのでしょうか。また、その内規は、この例規集に載っているのでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 再質問についてお答えいたします。

1点目の内規について、いつ制定したのかについてですが、現在の内規は平成30年3月に、それまでの平成22年1月1日から運用していた内規を全部改正し、現在に至っているものであります。

また、内規を公開しないのかということですが、この内規を公開することによって、記載されている内容に該当すれば、給食費を未納しても支払わなくてもいいと思われてしまうことを避けるために、例規集には載せてございません。以上です。

○議長（近藤 浩） 5番高田議員。

○5番（高田和登） この例規集には載っていないということなんですけれども、そういう例規集に載っていない内規というのは、数はどのくらいあるのかなということと、今話題の言葉を流用すると、透明性に若干問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 現在、給食組合の関係で内規という形で例規集に載っていないものが、先ほど説明をしました不納欠損の基準と、調べましたところ、組合議会ですとか議長、組合と管理者の交際費のところの「羽村・瑞穂地区学校給食組合弔意基準」という形のものがあるんですが、これは関係者の方が亡くなったときに弔慰金を支払うときの基準については内規という形のものでございますので、今後、掲載できるようなものでしたら掲載していきたいと思っております。

○議長（近藤 浩） 高田議員。

○5番（高田和登） 二つぐらいなものだということで、あとはここに載っているということなんです。分かりました。

（2）の学校給食費の収入未済額について再質問させていただきます。

現年度分については羽村市と瑞穂町では大きな差がありますが、私も20年前参加していた羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会で、この問題を討議したらいかがかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） ご質問の学校給食費の現年度分の収入未済額について、運営審議会で討議したらどうかについてということですが、現年度分の給食費は各学校で集めておりますので、ただいま教育長がお答えしたように、様々な取組を、収納対策に取り組んで収入未済額の削減に努めているところでございます。

運営審議会では、給食費会計の決算について、翌年度の審議会で決算書に基づき報告をさせていただき、その中に各学校ごとの現年度の収入未済額が掲載されておりますので、各学校の収入未済額については、その場で説明をさせていただいております。ただ、現年度分の収入未済額については、審議会で討議する内容ではないと考えております。以上になります。

○議長（近藤 浩） 高田議員。

○5番（高田和登） 分かりました。

収入未済額の過年度分の回収業務は給食センターの職員が行うということですが、かなり精神的に大きな負担になるのかなと推測いたします。給食費は税金と異なって強制力がないという話を聞いています。ひたすらお願いするしか手段はないのでしょうか。

また、少し心配なのが、回収業務に当たる職員の心のケアなんですけれど、どのような対策を取っておられるのでしょうか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 収入未済額の過年度分の回収業務は、ひたすらお願いするしか手段はないのでしょうかという問いですが、現時点では、お願いをすることだけで対応しております。金額が大きく一括返済が不可能な場合については、分割でのお支払いの交渉や定期集金などを行って理解を求めることを行っております。

また、職員の心のケアにつきましては、昨年度からストレスチェックを業者委託で行いまして、その対応を取っているところでございます。以上です。

○議長（近藤 浩） 高田議員。

○5番（高田和登） 分かりました。いろいろと問題はあろうと思うんですけども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

公会計制度について少し発言したいと思います。

文部科学省が令和2年9月に公表した「学校給食費公会計化に関する先行事例紹介」によると、五つの自治体のうち長野県塩尻市と千葉県千葉市では、制度化の契機として市長のリーダーシップによる検討開始というのが挙げられています。

やはりこのように、各部署が横断的に関わる制度を導入しようとしたならば、首長の

リーダーシップが極めて重要と考えています。多くの地方自治体は自前の組織として給食を担当する部署や課が存在しますが、羽村市と瑞穂町の場合は一部事務組合を構成しています。それはそれでよい面もあるとは思いますが、やはり二つの市と町ですね、羽村市と瑞穂町が緊密に連絡を取って作業を進める必要があると思います。給食組合の管理者は羽村市長であり、副管理者は瑞穂町長でお二人ともこの給食議会に出席されています。給食組合としての管理者、副管理者としての立場と、羽村市長、瑞穂町長としての立場が違うことは十分に理解できるところであります。

先ほど、桜沢教育長から公会計化を調査研究するという答弁がございました。確かに簡単に実現できる案件ではありませんので、1年あるいは2年かけて公会計化を調査研究する必要はあると思います。ただし、その前にちょっと実施していただきたいことがございます。

それは、羽村市長の任期は今年の4月25日です。瑞穂町長の任期は今年の5月15日です。その前に選挙がありますが、その前、つまり、羽村市の場合は今年の3月中旬までに、瑞穂町の場合は4月中旬までに、小・中学校の児童・生徒の保護者全員に対し、通知を出していただきたいと思います。

学校給食費の公会計化といっても、多くの保護者の方は認識していないと思いますので、説明会の開催通知でもよいと思います。保護者の皆様のご意見をお伺いすることは、極めて重要なことだと思います。公会計化を実施するかどうかを決定する前でも、説明会の開催通知など出せるというふうに考えています。

繰り返しになりますが、学校給食費の公会計化の調査研究を始めるということ、小・中学校の児童・生徒の保護者全員に対してアピールしたらいかかかなというふうに思います。

今後4年間、市政、町政を担う首長としてリーダーシップを発揮していただきたいと考えます。現状維持ではなく、現状を変える行動を起こすことで小・中学校の児童・生徒の保護者、広くは羽村市民、瑞穂町民にアピールすることができるからです。

なお、学校給食費の公会計化は、羽村市議会の一般質問でも取り上げます。偶然ですが、梶議員も羽村市議会の一般質問で取り上げるようです。答弁は求めません。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 浩） それでは、これもちまして一般質問を終わります。

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第1号「専決処分の承認を求めること」について、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年の東京都人事委員会勧告に準じ、令和2年11月以降、給与改定を実施した構成市町の動向に合わせ、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていた



できました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったところであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第1号及び議案第1号資料のとおりでありますが、東京都人事委員会及び構成市町の改正内容に準じ、期末手当の年間支給月数を0.1月引き下げ、6月・12月期の支給率を、それぞれ「100分の130」から「100分の125」に、再任用職員の期末手当の支給率を「100分の72.5」から「100分の70」に改めるほか、羽村市に準じ、所要の文言整理を行っております。

なお、この条例は令和2年12月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

次に、日程第5、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） 議案第2号「専決処分の承認を求めること」について、「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年東京都人事委員会勧告に伴い、職員に準じて定めている会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改めるため、「羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の制度につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて専決処分を行ったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案第2号及び議案第2号資料のとおりであります。会計年度任用職員の期末手当について規定する第5条第2項を改め、羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例第22条第2項の規定を準用するよう条文整備を行っております。これに伴い、6月・12月期の支給率は、職員同様、それぞれ「100分の130」から「100分の125」となり、年間支給月数を0.1月引き下げることとしております。

なお、この条例は令和2年12月1日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告はありません。ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（羽村・瑞穂地区学校給食組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第7、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件につきましては、関連がありますので一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、日程第7、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。並木管理者。

○管理者（並木 心） それでは、一括議題となりました、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」及び、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の2議案につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」でございますが、令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,863万9,000円で、前年度と比較して1,253万8,000円の減額となっております。

まず、歳入については、羽村、瑞穂両市町からの分賦金は、3億3,830万7,0

00円で、歳入総額の87.05%を占めております。

繰越金については5,000万円、諸収入は33万2,000円となっております。

次に、歳出ですが、議会費は86万1,000円、事務所費は1億359万3,000円、教育費は2億8,128万4,000円、公債費は1,000円、予備費として200万円でございます。

次に、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」ご説明申し上げます。

羽村市及び瑞穂町それぞれの分賦金の割合につきましては、例年4月1日現在の在籍児童・生徒数の推計をもって算定しております。

本案は、当給食組合に係る経費について、令和3年4月1日現在の児童・生徒数の割合に基づき、暫定分賦金を決定するため、ご提案申し上げるものであります。

令和3年度、羽村市の暫定分賦金は2億1,902万円、瑞穂町の暫定分賦金は1億1,928万7,000円とするものであります。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） それでは、一括議題となりました議案第3号及び議案第4号の細部につきましてご説明いたします。

初めに、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」につきまして、ご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

お手元にお配りいたしました予算書の10ページ、11ページをお開きください。

第1款、分賦金は、3億3,830万7,000円で、前年度と比較して4,771万1,000円の減額でございます。

減額の主な要因は、予算を1,253万8,000円減額したこと、第2款の繰越金額の過去の実績及び令和2年度の見込み額により増額の予算措置をした関係で分賦金を減額するものです。

なお、この分賦金の負担割合につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

次に、第2款、繰越金は、5,000万円で、前年度と比較して3,500万円の増額でございます。

増額の主な要因は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う学校休業に伴い、4月、5月に給食の提供がなかったこと、6月は簡易給食の提供を行ったことなどの、当初見込みより光熱水費や配送委託料などがかからなかったこと及び消耗品費など節約に努めた結果、その分の繰越金額が増えることと見込んだことによります。

第3款、諸収入は、33万2,000円で、第1項、預金利子は3,000円、第2項、雑入は32万9,000円で、前年度と比較して17万3,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、3年ごとに入金がある高圧送電線下補償金が見込まれることによります。

次に、歳出についてご説明いたします。12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第1款、議会費のうち組合議会費は、86万1,000円で、前年度と比較して7万7,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、隔年で実施しております議員の皆様のお施設の視察につきまして、議員改選年に合わせて実施するため、自動車借上料を増額したことによります。

次に、第2款、事務所費のうち一般管理費は、1億353万7,000円で、前年度比251万2,000円の増額でございます。

主な内容でございますが、第1節、報酬は、非常勤特別職及び会計年度任用職員の報酬で、前年度と同額の予算措置をしております。

第2節、給料は、特別職・一般職給料で、一般職給料は職員が育児休業を取得することにより、前年度と比較し95万8,000円の減額を見込み、第3節、職員手当等は、職員の育児休業などによる地域手当、時間外勤務手当、期末手当などの減額もありますが、令和3年度末で定年退職をする職員がいるため、退職手当組合負担金の増額など、合わせて前年度と比較して329万6,000円の増額となっております。

14ページ、15ページをご覧ください。

第7節、報償費は、9万5,000円で、給食ポスターコンクールの審査員謝礼、入賞者商品及び職員提案表彰の報償金で、前年度と同額でございます。

第12節、委託料は、504万5,000円で、前年度と比較して28万7,000円の増額でございます。主な内容ですが、経理業務委託、室内清掃委託など施設の維持管理に関する委託料のほか、職員研修委託料、職員健康診断委託料などを計上したものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

第13節、使用料及び賃借料は、452万8,000円で、前年度と比較して56万5,000円の増額でございます。印刷機、ネットワークシステム機器、財務会計システム機器、複写機などの使用料でございます。増額の主な要因ですが、財務会計システム機器を給食組合独自に導入したことによります。

第2項、監査委員費は、5万6,000円で、前年度と同額でございます。監査委員報酬などでございます。

次に、第3款、教育費の教育総務費、教育委員会費は、15万9,000円で、教育委員会委員報酬などで、前年度と比較して8万3,000円の減額でございます。減額の主な要因は、会議録作成を職員で行うことにしたことによります。

18ページ、19ページをご覧ください。

第2項、保健体育費の学校給食費は、2億7,019万9,000円で、前年度と比較して2,635万9,000円の減額でございます。

まず、第1節、報酬は、3,698万2,000円で、前年度と比較して259万3,000円の減額でございます。主な要因は、会計年度任用職員の人員の見直しによるものです。

次に、第2節、給料でございますが、給料は調理員13名分の給料で、うち2名が令和3年度より再任用職員となるため、前年度と比較して307万7,000円の減額でございます。

第3節、職員手当につきましては、3,609万9,000円で、前年度と比較して

399万4,000円の減額でございます。減額の主な要因は、職員2名が再任用職員になったこと及び令和3年度末の定年退職者は令和2年度と比較して1名減による退職手当組合負担金の減額などによるものです。

第4節、共済費は、2,015万2,000円でございます。主なものは、職員共済組合負担金や会計年度任用職員社会保険料などを計上したものでございます。

第10節、需用費は、5,577万7,000円で、前年度と比較して577万円の減額でございます。主な要因は、計画的に行う施設修繕料の増額もございましたが、消耗品、燃料費、水道料、下水道料など実績に基づく削減によります。

20ページ、21ページをご覧ください。

第11節、役務費は、各種検査手数料の改定により、合わせて前年度と比較して3万6,000円の増額となっております。

第12節、委託料は、6,245万2,000円で、例年の業務委託項目ですが、ボイラー運転管理業務委託、給食配送業務委託、残渣等収集運搬委託の単価の改定に伴う増、また、令和2年度に実施した7年に一度の重油地下タンク内部清掃委託及び牛乳パック収集運搬処理委託料の経費がかからなくなったことなど、減額の要因もございましたが、合わせて前年度と比較して144万円の増額となっております。

第17節、備品購入費は、必要となる給食用備品の買換えの経費で蒸気回転釜、コンテナ、調理台、消毒保管機、スポットクーラーなどを購入するもので、570万3,000円を計上しており、前年度と比較して1,229万2,000円の減額となっております。

第2目、施設整備費の第14節、工事請負費は、1,182万6,000円で、前年度と比較して1,132万6,000円の増額です。増額の要因ですが、投資的工事費に第一センターの洗浄室の給水・給湯配管設備改修工事費として1,132万6,000円を新たに計上したものです。維持補修等工事費は、緊急工事の費用を見込み、前年度と同額の50万円を計上いたしました。

22ページ、23ページをご覧ください。

第4款、公債費につきましては、実績に基づき科目存置として1,000円を計上し、前年度比1万1,000円の減額になります。

第5款、予備費につきましては、200万円の前年度と同額でございます。

次に、24ページから29ページは、給与費明細書となっております。

以上で、「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の細部説明とさせていただきます。

続きまして、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の細部についてご説明いたします。

議案資料の議案第4号資料をご覧ください。A4版横の資料になります。

令和3年4月1日現在の児童・生徒数の見込みでございますが、羽村市が4,136人、瑞穂町が2,253人で、合計6,389人でございます。したがって、分賦金の負担割合は、羽村市が64.74%、瑞穂町が35.26%で、分賦金につきましては、羽村市が2億1,902万円、瑞穂町が1億1,928万7,000円、合計3億3,830万7,000円でございます。

なお、分賦金の負担割合の確定につきましては、例年5月1日現在の在籍児童・生徒数をもって算定をし直しまして、11月議会においてご決定いただくものとしております。

以上で、令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町の暫定分賦金の決定についての細部説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（近藤 浩） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより、議案第3号及び議案第4号に対する質疑を行います。

質疑に入ります。質疑はありませんか。秋山議員。

○1番（秋山義徳） 項目の中の、ページでいいますと、17ページなんですけど、先ほど高田議員の答弁の中にもありましたが、ストレスチェック委託料とございますが、このストレスチェックというのは、定期的に職員皆さんが受けているのか、それとも申告があった場合、受けられるのか、その点、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 年1回になりますけど、組合職員及び会計年度任用職員全員が受ける形になります。調査票に回答をして、それを業者のほうに送りまして、その結果が個別に来るという形ですので、その内容について、私どもが内容を見るという形ではないのですが、各自でそのストレスチェックの結果を確認していただくという形になっております。

以上です。

○議長（近藤 浩） 秋山議員。

○1番（秋山義徳） その結果によって、何か問題が発生したとかそういったことは、結果について何か悪い点とかあったことはありますか。

○議長（近藤 浩） 事務局長。

○事務局長（石田哲也） 昨年度から始めて、昨年度は特に異常があるという形の報告は、業者のほうからは、個別名はございませんでした。

今年度につきましては、現在、データを業者のほうに送っておりますけど、先日戻ってまいりましたので、結果についてはこれから個人宛にお配りをして、内容を確認していただいて、何かあれば業者のほうに直接連絡をするような形になっていくと思います。

以上です。

○1番（秋山義徳） ありがとうございます。

昨年度というのは、令和2年度ですか。

○事務局長（石田哲也） 今年度です。

○1番（秋山義徳） 今年度ですね。はい。

○議長（近藤 浩） ほかにありませんか。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（近藤 浩） 質疑なしと認めます。

これより議案第3号の件の討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第3号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合予算」の件を採決いたします。  
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
これより議案第4号の件の討論に入りますが、通告はありません。ほかに討論ありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第4号「令和3年度羽村・瑞穂地区学校給食組合に係る経費の組織市町暫定分賦金の決定について」の件を採決いたします。  
お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、日程第8、「議員派遣について」の件を議題といたします。  
お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（近藤 浩） ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することを決定いたしました。  
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。  
これにて、閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時55分 閉会